

児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第一号

児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則（昭和四十八年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二十号中「第三十三条第七項」を「第三十三条第九項」に改め、同項第二十一号中「第三十三条第九項」を「第三十三条第十一項」に改める。

第四十五条第一項中「同条第十項」を「同条第十二項」に改める。

附 則

この規則は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十九号）の施行の日（平成三十年四月二日）から施行する。